

別 記

1 . 定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

2 . 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

<p>OCR用紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙配合率50%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は8g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>ジアゾ感光紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【印刷用紙】

<p>印刷用紙 (カラー用紙を除く)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>印刷用紙(カラー用紙)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【衛生用紙】

トイレ トイレット ペーパー	【判断の基準】 古紙 パルプ 配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙 パルプ 配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	【配慮事項】 残芯が少ないこと。
シャープペンシル替芯	[容器に適用]
ボールペン	【配慮事項】 芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 液が補充できること。
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	[巻紙(スリーブ)又はケースに適用]
ステーブラー	【配慮事項】
ステーブラー針リムーバー	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ(本体)	
事務用修正具(テープ)	【配慮事項】 消耗品が交換できること。

事務用修正具（液状）	〔容器に適用〕
クラフトテープ	<p>【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
粘着テープ（布粘着）	<p>【判断の基準】 テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ	<p>【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。</p>
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
鉛筆削(手動)	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー(ウェットタイプ)	〔容器に適用〕
OAクリーナー(液タイプ)	<p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
ダストブロワー	<p>【判断の基準】 オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないこと。</p>
レターケース	
メディアケース(FD・CD・MO用)	

マウスパッド	
OAフィルター (デスクトップ (CRT・液晶) 用)	
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は 分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマッ ト	【配慮事項】 マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHP フィルム	【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されている こと。 インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又 は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
絵筆	
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり(液状) (補充用を含む。)	〔容器に適用〕 【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり(澱粉のり) (補充用を含む。)	
のり(固形)	〔容器・ケースに適用〕
のり(テープ)	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル	【判断の基準】 <u>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ 配合率70%以上であること、それ以外の場合にあつては、次のい ずれかの要件を満たすこと。</u> 文具共通の判断の基準を満たすこと。 クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を 原材料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄で きる構造になっていること。
バインダー	【判断の基準】 <u>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ 配合率70%以上であること、それ以外の場合にあつては、文具共通 の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】

	表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	

事務用封筒(紙製)	【判断の基準】 古紙 <u>パルプ</u> 配合率40%以上であること。
窓付き封筒(紙製)	【判断の基準】 古紙 <u>パルプ</u> 配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。〕 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
けい紙	【判断の基準】 古紙 <u>パルプ</u> 配合率70%以上であること。 塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m ² 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
タックラベル	【判断の基準】 <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。</u>
インデックス	
<u>パンチラベル</u>	
付箋紙	【配慮事項】 <u>水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</u>
付箋フィルム	【配慮事項判断の基準】 <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。水溶性又は水分散型の粘着材が使用されていること。</u>
黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし 機(手動)	
名札(机上用)	
名札(衣服取付 型・首下げ型)	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。
2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファ

イル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数とする。
- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。は、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。</p> <p>また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙 パルプ 配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ロ - パ - ティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 放散速度が0.02mg/m³以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを 排除するものではない。は、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 - 2 電子計算機 (P)

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品（使用済二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき ~~4万~~50,000メガ演算以上のもの

~~100以上の256~~を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

電子計算機 の種別	区 分		基準エネルギー 消費効率
	入出力用信号 伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型 電子計算機	3264 本以上		243.1
	46 本以上 32 本未満		3.6
	8 本以上 4664 本未満	16 ギガバイト以上	20.079
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	2
		4 ギガバイト未満	1.4
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	1.80.071
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.440.068
		4 ギガバイト未満	0.41
	4 本未満	16 ギガバイト以上	1.80.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.440.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.290.024
		2 ギガバイト未満	0.280.016
クライアント 型電子計算機 のうち電池駆 動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4.6 ギガバイト未満	0.190.027
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト未満	0.16
	2 本未満	2 ギガバイト以上 4.6 ギガバイト未満	0.19 0.0048
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12 0.0038
		1 ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電 池駆動型のもの		1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0065 0.0026
		1 ギガバイト未満	0.0022

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」とは、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のもの本数をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。）であって、主記憶容量が4.6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

4 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、~~エネルギーの使用の合理化に関する法律に基~~づく通商産業省告示第194号（平成11年3月31日）の「~~3エネルギー消費効率の測定方法~~」による。~~は、次の式により算出したものとする。~~

$$E = \{ (W_1 + W_2) / 2 \} / Q$$

E : エネルギー消費効率（単位：W/メガ演算）

W_1 : アイドル状態の消費電力（単位：W）

アイドル状態の消費電力とは、主電源に通電した状態で、初期プログラムを設定し直すことなしに稼動可能な状態であって、ACPI(Advanced Configuration

and Power Interface) 規格におけるスタンバイモード、サスペンドモード等の低電力モードに移行する前の状態(以下「アイドル状態」という。)における消費電力とする。

W_2 : 低電力モード時の消費電力(単位: W)

低電力モード時の消費電力とは、ACPI 規格におけるスタンバイモード、サスペンドモード等の低電力モード(ただし、主記憶装置にプログラム及びデータが保持されている状態に限る。)における消費電力とする。

なお、サーバ型電子計算機及び低電力モードを有しないクライアント型電子計算機については、 W_1 は W_2 と同じ値を用いることとする。

Q : 複合論理性能(単位: メガ演算)

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和 54 年通商産業省令第 74 号)別表第 2 の上欄に掲げる電子計算機について同表の下欄に掲げるものとする。

W_1 は、次に掲げる方法により測定した数値を W 単位で表したものとする。

周囲温度は 16 ~ 32 とすること。

電源電圧は定格入力電圧 $\pm 10\%$ の範囲とすること。ただし、100V の定格入力電圧を有するものについては、100V $\pm 10\%$ の範囲とすること。

電源周波数は、定格周波数とすること。

電子計算機の基本機能を損なうことなく電子計算機から着脱することができる入出力用制御装置、通信制御装置、磁気ディスク装置等を除外した範囲での最大の構成で測定する。ただし、プロセッサの数を拡張することが可能であるものについては、最小の構成のプロセッサの数で測定するものとする。なお、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のものについては、グラフィックディスプレイ装置の電源を切って測定することができる。

W_2 は、次に掲げる方法により測定した数値を W 単位で表したものとする。

周囲温度は 16 ~ 32 とすること。

電源電圧は定格入力電圧 $\pm 10\%$ の範囲とすること。ただし、100V の定格入力電圧を有するものについては、100V $\pm 10\%$ の範囲とすること。

電源周波数は、定格周波数とすること。

電子計算機の基本機能を損なうことなく電子計算機から着脱することができる入出力用制御装置、通信制御装置、磁気ディスク装置等を除外した範囲での最大の構成で測定する。ただし、プロセッサの数を拡張することが可能であるものについては、最小の構成のプロセッサの数で測定するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 6 磁気ディスク装置 (P)

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

記憶容量が1ギガバイト以下のもの

ディスクの直径が40mm以下のもの

最大データ転送速度が1秒につき ~~3,200メガ~~ 70ギガ バイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 磁気ディスク装置に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.6 28.6$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.7 29.3$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.2 29.5$
	ディスクサイズが 40 <u>50</u> mm超 75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.6 28.6$
	ディスクサイズが 40 <u>50</u> mm超 75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.7 29.4$
	ディスクサイズが 40 <u>50</u> mm超 75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.6 29.8$
	<u>ディスクサイズが40mm超 50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの</u>	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.2$
	<u>ディスクサイズが40mm超 50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの</u>	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 28.8$

サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.419.7)$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.2)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。
 2 \ln は底をeとする対数を表す。
 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8 - 2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

貯蔵式湯沸器

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

~~— 暖房兼用のもの~~

~~— 浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの~~

~~— 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま~~

~~— 表中「 」を記した区分のもの~~

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
			強制循環式	77.0
	ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）
密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）				77.0
屋外式				
強制通気式		自然循環式		76.1
			強制循環式	屋外式以外のもの
			強制循環式	屋外式
<u>ガス暖房機器（給湯付のもの以外）</u>				<u>83.4</u>
<u>ガス暖房機器（給湯付のもの）</u>				<u>83.0</u>

備考） エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 434 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8 - 4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が<u>次の要件を満たすこと。表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</u> <u>こんろ部については、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</u> <u>グリル部については、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</u> <u>オープン部については、表3に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</u></p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ガスオープンガス炊飯器

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

ガスグリル

ガスッキングテーブル

~~ガス炊飯器~~

~~カセットこんろ~~

~~表中「 」を記した区分のもの~~

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第433号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E = 25.1 V g + 123$
	水なし	$E = 25.1 V g + 16.4$
両面焼き	水あり	$E = 12.5 V g + 172$
	水なし	$E = 12.5 V g + 101$

- 備考) 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率(単位 ワット時)
Vg：庫内容積(単位 リットル)
 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のもの。
 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のもの。
 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のもの。
 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のもの。
 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁を四捨五入した数値。
 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第433号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表3 ガス調理機器のオープン部に係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率
設置状態	
卓上形又は据置形	$E = 18.6V_o + 306$
組込形	$E = 18.6V_o + 83.3$

備考) 1 E及びV_gは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 ワット時）

V_g：庫内容積（単位 リットル）

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁を四捨五入した数値。

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第433号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準に<u>のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、<u>技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準にのうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p> <p><u>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</u></p>
-----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。)とする。

2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準+5%値を満たす自動車、又は平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費基準値	燃費基準 + 5%値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上	<u>22.3km/L以上</u>
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上	<u>19.7km/L以上</u>
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上	<u>18.8km/L以上</u>
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上	<u>16.8km/L以上</u>
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上	<u>13.7km/L以上</u>
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上	<u>11.0km/L以上</u>
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上	<u>9.3km/L以上</u>
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上	<u>8.2km/L以上</u>
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上	<u>6.7km/L以上</u>

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費基準値	燃費基準 + 5%値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上	<u>19.8km/L以上</u>
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上	<u>17.0km/L以上</u>
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上	<u>13.9km/L以上</u>
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上	<u>12.5km/L以上</u>
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上	<u>11.3km/L以上</u>
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上	<u>10.3km/L以上</u>
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上	<u>9.1km/L以上</u>

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費基準値	燃費基準 + 5%値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上	<u>16.7km/L以上</u>
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上	<u>14.8km/L以上</u>
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上	<u>14.2km/L以上</u>
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上	<u>12.6km/L以上</u>
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上	<u>10.3km/L以上</u>
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上	<u>8.3km/L以上</u>
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上	<u>7.0km/L以上</u>
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上	<u>6.2km/L以上</u>
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上	<u>5.0km/L以上</u>

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/L以上
			構造 B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/L以上
			構造 B	16.7km/L以上
		828kg以上		15.5km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A
	構造 B			16.2km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造 A	16.5km/L以上
			構造 B	15.5km/L以上
	828kg以上		14.9km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造 B	12.3km/L以上
				10.7km/L以上
	1,516kg以上		9.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/L以上
			構造 B	11.2km/L以上
		1,266kg以上		10.3km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/L以上
	手動式以外のもの			15.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/L以上
			構造 B	14.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上
			1,516kg以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/L以上
			構造 B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上
			1,516kg以上1,766kg未満	
	1,766kg以上		9.9km/L以上	

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/L以上
			構造 B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/L以上
			構造 B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	14.8km/L以上
			構造 B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/L以上
構造 B			12.1km/L以上	
	828kg以上		11.7km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/L以上
			構造 B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/L以上
			構造 B	8.8km/L以上
	1,266kg以上		8.1km/L以上	

(2) 目標の立て方

一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)でも目標を立てるものとする。

ア. 電気自動車、

イ. 天然ガス自動車、

ウ. メタノール自動車、

エ. ハイブリッド自動車、

オ. 燃料電池自動車

カ. 又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの燃費基準+5%値を満たす自動車、及び又は平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

11. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	<p>【判断の基準】 消火薬剤に、再生材料を重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年九月十七日自治省令第二十七号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。

1.2.1.1. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	<p>【判断の基準】</p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
-----------	--

備考) ~~「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。~~

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

1.3.1.2 . インテリア・寝装寝具

1.3.1.2 - 1 カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維 <u>又は反毛繊維</u> が使用されていること。</p>
------	--

~~備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。~~

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

1.3.4.2 - 2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカーペット	【判断の基準】 —使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 —未利用繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
タイルカーペット	
織じゅうたん	
ニードルパンチカーペット	【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。 —再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。

備考) —「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 「再生材料」とは、製品として使用された後に廃棄された材料又は製品、及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度におけるポリエステル繊維を使用した織じゅうたん及びニードルパンチカーペットの調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

1.3.4-2 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維 <u>又は反毛繊維</u> が使用されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 <u>—製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維 <u>又は反毛繊維</u> が使用されていること。</u></p>

備考) —「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（枚数）の割合とする。

1.3.1.2 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ベッドフレーム</p>	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること</p> <p>【配慮事項】 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品(フェルトを除く)に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの(手術台、ICUベッド等)については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 「放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のもの」とは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測

定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）
- ~~6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生利用したものをいう。~~
- 6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- ~~8-7~~ ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- ~~9-8~~ ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

1.4.4-3. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】</p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く。）</p>
------	---

備考) ~~「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。~~

1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

1.7.4.6 . 公共工事

表 1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	表 2
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			<u>電気炉酸化スラグ骨材</u>	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロッ ク（焼成）	
			<u>再生材料を用いた舗装用ブロッ ク類（プレキャスト無筋コンク リート製品）</u>	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
	<u>電気炉酸化スラグ骨材</u>	<u>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材を使用した骨材であること。</u>
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 1×10^{-2} cm/sec以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、 <u>1 m³当たり100 kg以上混和剤に10%を超える分量</u> のフライアッシュを混和剤として使用していること。
-----------	----------------------	---

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p>【判断の基準】 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成したものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p>																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="14">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂(キラ)</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>建材廃材(汚泥を除く。)</td></tr> <tr><td>廃ガラス</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材(汚泥を除く。)	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																							
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																							
無機珪砂(キラ)																								
鉄鋼スラグ																								
非鉄スラグ																								
鋳物砂																								
陶磁器屑																								
石炭灰																								
建材廃材(汚泥を除く。)																								
廃ガラス																								
製紙スラッジ																								
アルミスラッジ																								
磨き砂汚泥																								
石材屑																								
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																						
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																							
上水道汚泥	前処理によらず対象																							
湖沼等の汚泥																								
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>【判断の基準】 <u>原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用いたものであること。</u> <u>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</u></p> <p>【配慮事項】 <u>施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td></td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥																	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																							
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																							
下水道汚泥																								

<p>タイル</p>	<p>陶磁器質 タイル</p>	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p> <p>資材等からの溶出方法及び有害物質の溶出に係る基準等当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 853 991 927">再生材料の原料となるものの 分類区分</th> <th data-bbox="991 853 1410 927">前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 927 991 960">採石及び窯業廃土</td> <td data-bbox="991 927 1410 1464" rowspan="14">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 960 991 994">無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 994 991 1028">鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1028 991 1061">非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1061 991 1095">鋳物砂</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1095 991 1128">陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1128 991 1162">石炭灰</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1162 991 1196">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1196 991 1229">建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1229 991 1263">廃ゴム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1263 991 1296">廃ガラス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1296 991 1330">製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1330 991 1364">アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1364 991 1397">磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1397 991 1431">石材屑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1431 991 1464">都市ごみ焼却灰</td> <td data-bbox="991 1431 1410 1464">熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1464 991 1498">下水道汚泥</td> <td data-bbox="991 1464 1410 1498">焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1498 991 1532">上水道汚泥</td> <td data-bbox="991 1498 1410 1532">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1532 991 1565">湖沼等の汚泥</td> <td data-bbox="991 1532 1410 1565"></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの 分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥	
再生材料の原料となるものの 分類区分	前処理方法																											
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																											
無機珪砂（キラ）																												
鉄鋼スラグ																												
非鉄スラグ																												
鋳物砂																												
陶磁器屑																												
石炭灰																												
廃プラスチック																												
建材廃材（汚泥を除く。）																												
廃ゴム																												
廃ガラス																												
製紙スラッジ																												
アルミスラッジ																												
磨き砂汚泥																												
石材屑																												
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																											
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																											
上水道汚泥	前処理によらず対象																											
湖沼等の汚泥																												

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンを使用していないこと。 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 断熱材のうち発泡プラスチック断熱材であって、熱伝導率が $0.028\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ { $0.024\text{kcal}/\text{m}\cdot\text{h}\cdot\text{ }^\circ\text{C}$ } を超えるものについては、ハイドロフルオロカーボンを使用していないこと。</p> <p>【配慮事項】 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているか又はハイドロフルオロカーボンの使用量の低減に配慮されていること。</p>
-----	-----	---

~~備考) 熱伝導率の測定方法は、日本工業規格 A 1412 により、平均温度 (試験体温度) は、発泡プラスチック保温材においては $20 \pm \frac{3}{2}$ 、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材においては 20 ± 2 とする。~~

1.8.1.7 - 2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） <u>次に掲げる材料を使用していないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。）</u>・<u>プラスチック類（紙のコーティング及びラミネートに使用するものを除く。）</u>・<u>布類、不織布</u>・<u>樹脂含浸紙、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）</u> 合成紙、インディアペーパー・<u>UVインキ（ハイブリッドUVインキ、及びフォーム印刷に用いる場合を除く。）</u> 発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。） 金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。）・<u>立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたものをさす）</u>・<u>芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など）</u> <p>—オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p>【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 <u>古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。次に掲げる材料を使用していないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>カーボン紙、ノーカーボン紙</u>・<u>ビニル及びポリエチレン等のラミネート紙</u>・<u>感熱紙、芳香紙</u> <p><u>原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP方式の採用等）により廃棄物を抑制していること。</u></p>
----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。